

歯科医師臨床研修に関する省令等の改正について（概要）

資料 1－1 歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

（平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省令第 10 号）

資料 1－2 「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（概要）

（平成 19 年 2 月 23 日医政発第 0223005 号）

資料 1－3 「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」の一部改正について（概要）

（平成 19 年 2 月 23 日医政発第 0223006 号）

資料 1－4 「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正について（概要）

（平成 19 年 2 月 23 日医政発第 0223007 号）

資料 1－5 歯科医籍への登録申請手続等の概要

資料 1－6 臨床研修施設の指定申請に係る手続きの変更点（概念図）

（注）

「施行通知」：歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成 17 年 6 月 28 日医政発第 0628012 号）

「特例通知」：大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について（平成 17 年 7 月 29 日医政発第 0729044 号の 1）

「依頼通知」：歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について（平成 17 年 7 月 29 日医政発第 0729044 号の 2）

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を
改正する省令について

平成19年1月
医政局歯科保健課

1. 改正の趣旨

平成18年4月より歯科医師臨床研修制度が必修化されたことを踏まえ、臨床研修修了者が臨床研修を修了した旨の歯科医籍の登録を受けようとするための手続等を定めるもの。

2. 改正の内容

- 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の管理者は、臨床研修を修了した者に対して臨床研修修了証を交付したときは、交付日から起算して1ヶ月以内に、修了者の氏名及び生年月日を記載した一覧表を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 臨床研修を修了した旨の歯科医籍の登録を受けようとする者は、申請書に臨床研修修了証及び歯科医師免許証の写しを添え、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 臨床研修修了登録証の書換交付を受けようとする者は、申請書に臨床研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添え、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 臨床研修修了登録証の再交付を受けようとする者は、申請書に歯科医師免許証の写しを添え、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。
- 臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化がある場合には、当該臨床研修施設群に係る臨床研修施設の全部又は一部の指定を同時に取り消すことができるものとする。

3. 施行日

平成19年4月1日

(平成19年2月23日厚生労働省令第10号)

平成 19 年 2 月

「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（概要）

1 趣旨

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書（平成 18 年 3 月 14 日付け及び同年 10 月 3 日付け）を踏まえ、所用の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- （1）研修管理委員会の要件として、研修の評価、修了認定等に関する規定を追加すること。
- （2）臨床研修の評価に関する規定を追加すること。
- （3）臨床研修の中断及び再開並びに未修了に関する規定を追加すること
- （4）臨床研修を修了したと認める基準に関する規定を追加すること。
- （5）（3）及び（4）に関する様式を追加すること。
- （6）臨床研修施設群の構成に変化があった場合に関する規定を追加すること。
- （7）（6）に関する様式を改訂すること。
- （8）その他所用の改正を行うこと。

3 施行日

発出日（平成 19 年 2 月 23 日）

（平成 19 年 2 月 23 日医政発第 0223005 号）

平成19年2月

「歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に
関する依頼について」の一部改正について（概要）

1 趣旨

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書（平成18年10月3日付）を踏まえ、所用の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- （1）臨床研修施設群の構成に変化があった場合に関する規定を追加すること。
- （2）その他所用の改正を行うこと。

3 施行日

発出日（平成19年2月23日）

（平成19年2月23日医政発第0223007号）

平成19年2月

「大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について」の一部改正について（概要）

1 趣旨

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書（平成18年10月3日付け）を踏まえ、所用の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- （1）臨床研修施設群の構成に変化があった場合に関する規定を追加すること。
- （2）（1）に関する様式を改訂すること。
- （3）その他所用の改正を行うこと。

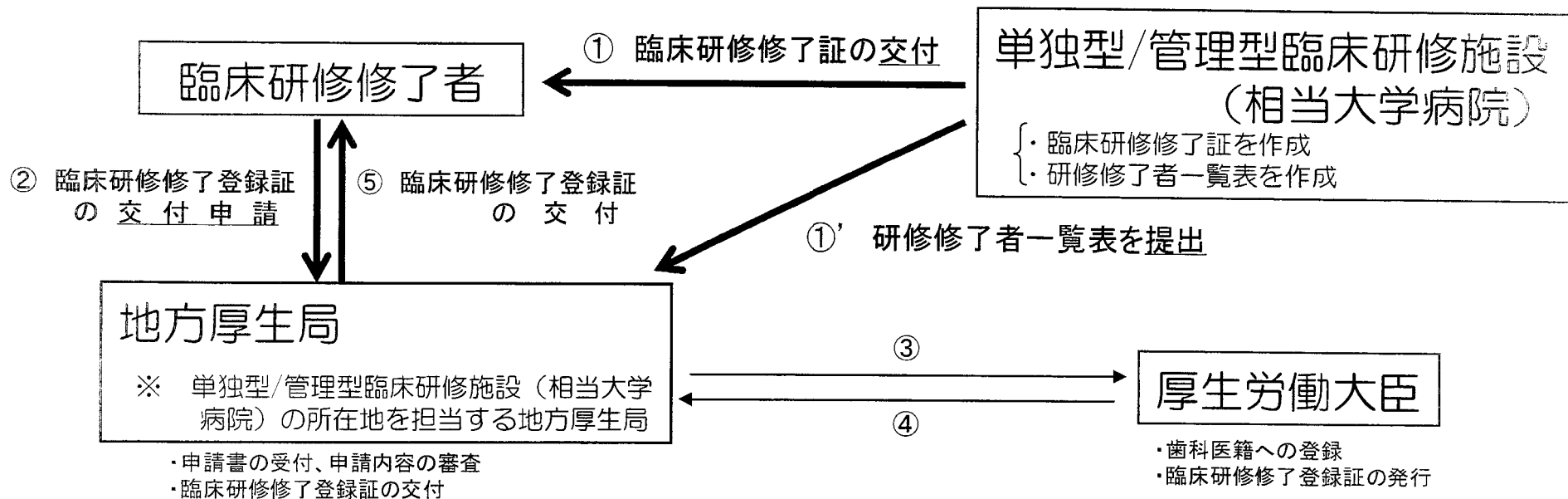
3 施行日

発出日（平成19年2月23日）

（平成19年2月23日医政発第0223006号）

歯科医籍への登録申請手続等の概要

(臨床研修修了登録証の交付申請手続から交付まで)



○ 申請に必要な書類

- (1) 申請書: 3,100円分の収入印紙を貼付すること
- (2) 臨床研修修了証の写し: A4の大きさとすること
(大学病院・外国の病院で臨床研修を修了した者の場合は、これに相当する書類の写し)
- (3) 歯科医師免許の写し: A4の大きさとすること

※ 臨床研修修了登録証送付用封筒に560円分の切手を貼付すること。

- 氏名・本籍地都道府県名等の歯科医籍の登録事項に変更がある場合には、先に歯科医籍の訂正申請を行い、その終了後に臨床研修修了登録証の交付申請を行うこと。

※ 臨床研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、書換交付の申請(臨床研修修了登録証を破り、汚し、または失ったときは再交付の申請)をすることができる。ただし、こうした場合には、住所地を担当する地方厚生局へ書換交付申請書(再交付申請書)を提出すること。

管理型臨床研修施設となる病院又は診療所

- ・指定申請書(様式1)
研修プログラムを別添で添付
- ・プログラム責任者履歴書(様式2)
- ・歯科医師名簿(様式3)

(研修協力施設がある場合)

- ・研修協力施設概況表(様式4)
- ・研修協力施設承諾書(様式5)

臨床研修施設相互の
連携体制を示す書類
(様式6)

病院又は診療所 A

- ・指定申請書(様式1)
- ・歯科医師名簿(様式3)

病院又は診療所 B

- ・指定申請書(様式1)
- ・歯科医師名簿(様式3)

病院又は診療所 C

- ・指定申請書(様式1)
- ・歯科医師名簿(様式3)

病院又は診療所 D

- ・指定申請書(様式1)
- ・歯科医師名簿(様式3)

現行の通知:
群構成を変更する場合は、全ての施設が取消申請書(様式10)を提出し、変更後の群で新たに指定の申請をする。
改正後の通知:
群構成を変更しようとする場合は、管理型施設に関する書類と変更する施設についての書類の提出とする。

管理型臨床研修施設

- ・指定申請書(様式1)
研修プログラムを別添で添付
- ・プログラム責任者履歴書(様式2)
- ・歯科医師名簿(様式3)

(研修協力施設を追加する場合)

- ・研修協力施設概況表(様式4)
- ・研修協力施設承諾書(様式5)

臨床研修施設相互の
連携体制を示す書類
(様式6)

継続して指定する施設

協力型臨床研修施設 A

提出書類不要

協力型臨床研修施設 B

提出書類不要

協力型臨床研修施設 C

提出書類不要

群から削除しようとする
協力型臨床研修施設

協力型臨床研修施設 D

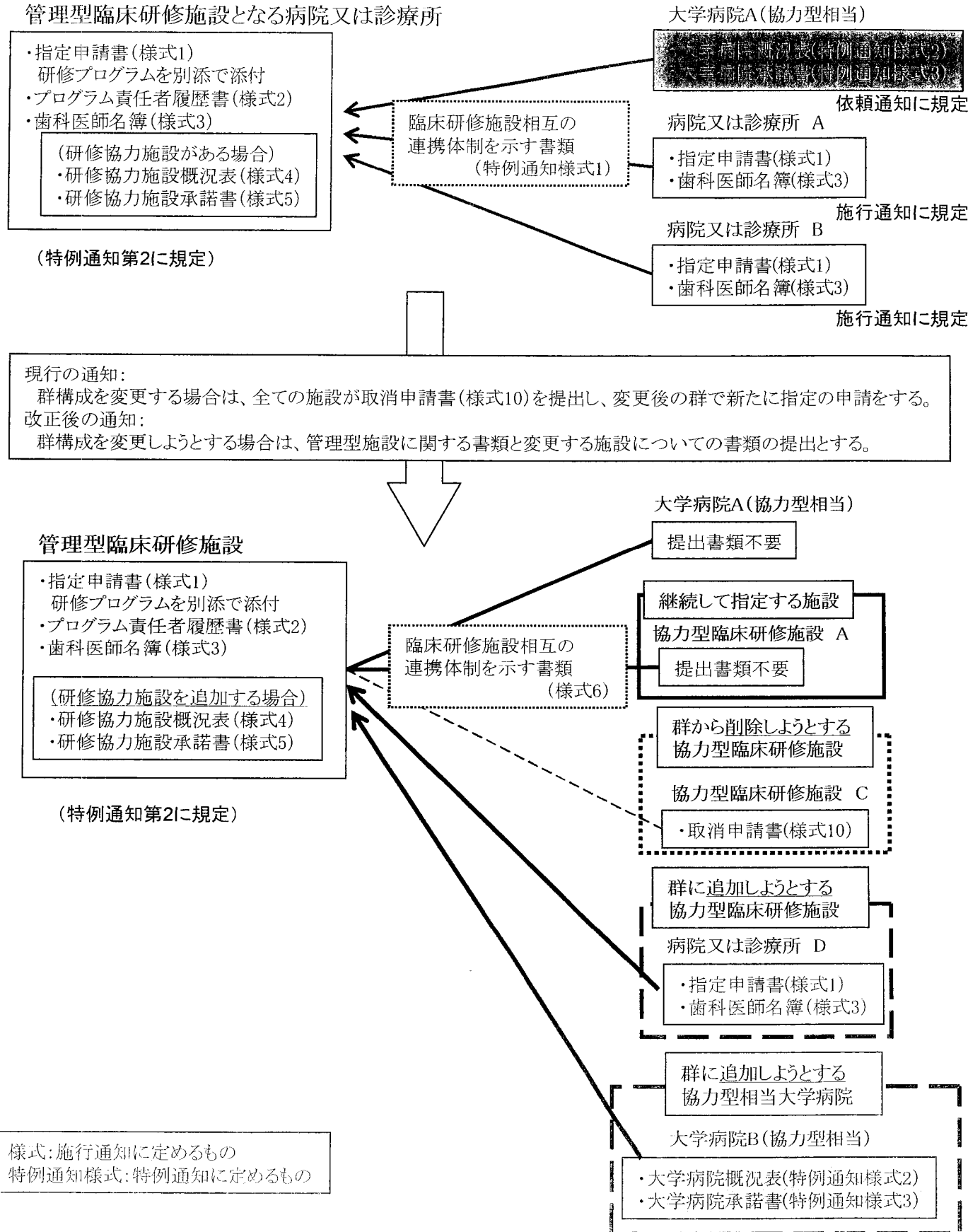
- ・取消申請書(様式10)

群に追加しようとする
協力型臨床研修施設

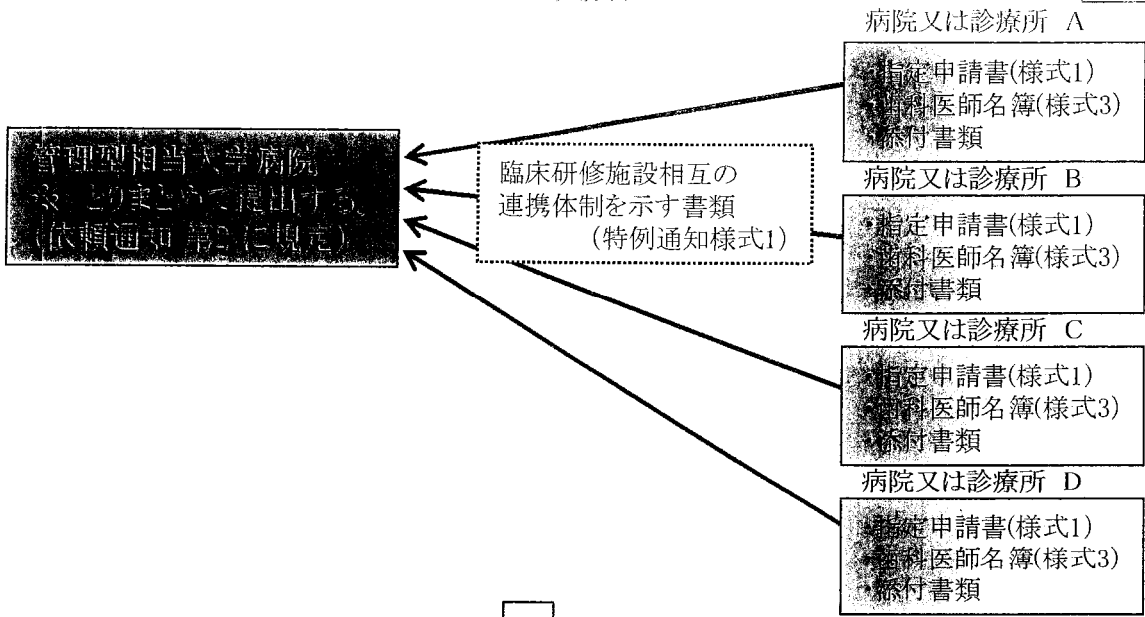
病院又は診療所 E

- ・指定申請書(様式1)
- ・歯科医師名簿(様式3)

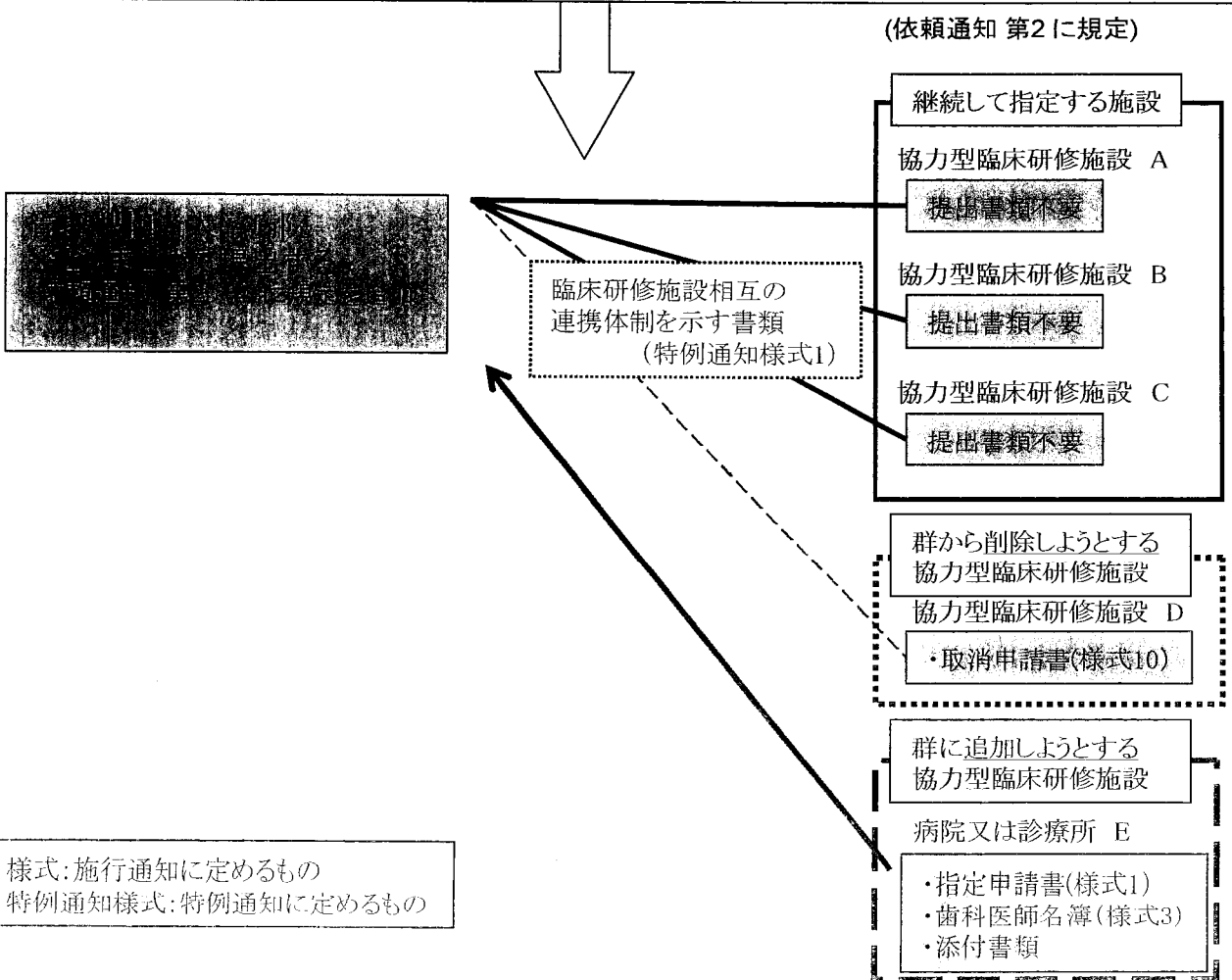
様式: 施行通知に定めるもの



管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合



現行の通知:
群構成を変更する場合は、全ての施設が取消申請書(様式10)を提出し、変更後の群で新たに指定の申請をする。
改正後の通知:
群構成を変更しようとする場合は、管理型施設に関する書類と変更する施設についての書類の提出とする。



様式: 施行通知に定めるもの
特例通知様式: 特例通知に定めるもの